

## よくあるお問合せ（FAQ）

### 補助対象者・補助額の上限・補助対象経費等について

**Q1** 一市町村内全体を商工会（又は商工会議所）でまとめてプレミアム商品券発行事業（以下「商品券事業」という。）を実施したいが、可能か。

**A1** 商工会又は商工会議所が申請する場合、一市町村内に商店街団体のあるエリアは対象外となります。「商店街団体のないエリアについて、商工会又は商工会議所が店舗を取りまとめて事業を実施する」場合に限りです。

**Q2** 広告宣伝費について、ホームページの改修費用や広報のための「のぼり旗」の作成に係る経費等は補助対象経費とならないのか。

**A2** 補助対象経費となりません。補助対象経費は、**チラシ・ポスターの作成（デザイン費も補助対象経費となります。）、新聞折込及び地域紙の掲載に係る経費に限りです。**また、広告宣伝費の**補助額の上限は、10万円（税抜）**となります。

**Q3** 商品券の印刷とポスター・チラシの作成を1事業者に対してまとめて発注したいが、可能か。

**A3** **可能です。**ただし、請求書、領収書等については、ポスター・チラシ等の広告宣伝費、商品券の印刷費の**それぞれの内訳が分かるよう記載**していただくことが必要となります。

また、この場合、**商品券の印刷とポスター・チラシの作成等に要する経費の総額が税込50万円超の発注となるケース（各々の見積日又は発注日が近いため分割発注とみなされるケースも含む。）**には、**2者以上から同一条件の見積書を徴取し、より安価な発注先（委託先）を選択する必要があります。**

**Q4** 商品券の印刷のほか、商品券のデザインを別の事業者（デザイナー）に発注依頼した。デザイン費も補助対象経費となるか。

**A4** **補助対象経費**となります（商品券の券面のデザイン費は補助対象経費となります。）。この場合、「印刷費」でご申請ください。

なお、商品券に係る偽造防止（コピーガードやホログラム加工など）も補助対象経費となります。

**Q5** 割増し(プレミアム)率が30%を超える商品券を考えているが、可能か？

**A5** **できません。**本補助金の対象事業は、**割増し(プレミアム)率が30%以内の商品券発行事業**です。なお、割増し(プレミアム)率が30%を超える商品券事業は、事業全体が補助対象外となりますので、ご注意ください。

**Q6** 正会員数 35 の商店街団体だが、賛助会員等を含めれば会員数 50 を超える。1 商店街団体で実施するが、補助の上限額はいくらか。

**A6** 100 万円です。補助額の上限の決定については、**令和6年4月1日時点における正会員数で判断**するため、賛助会員等の正会員ではない会員数は考慮しません。

なお、複数の独立した商店街団体による連携、連合会で実施する場合においても、正会員数に応じた上限額の考え方は適用されますので、ご注意ください（詳細については、募集要領5頁をご参照ください。）。

## 申請時の提出書類等について

**Q7** 会の規約や会員名簿のデータがない場合、紙書類だけの提出でもよいか。

**A7** 県様式のデータ送付は必須となりますが、添付書類（Q8参照）については、紙書類の提出のみで問題ありません。

**Q8** 商店街連合会で申請する場合、それぞれの会員（商店街団体）の規約や会員名簿などの添付提出は必要か。

**A8** 商店街団体ごとにご提出いただく書類は次のとおりです。

### 【必要な添付書類】

- ・補助事業計画書（様式1-1）
- ・役員等氏名一覧表（様式1-2）
- ・定款又は規約（写し）
- ・組合員（会員）名簿（写し）
- ・令和6年度収支予算書（写し）
- ・商品券発行事業に係る約款（写し）
- ・商店街団体等の構成区域がわかる地図（写し）
- ・その他知事が必要と認める書類

① A 商店街連合会が実施（例：A 商店街連合会〔B 商店街 + C 商店街 + D 商店街〕）

➔ **A 商店街連合会の書類のみが必要**です。

### 【以下、参考】

② 単独商店街団体の場合（例：B 商店街）

➔ **B 商店街の書類が必要**です。

③ 複数の独立した商店街団体が連携して実施（例：「B 商店街 + C 商店街」）

➔ **B 商店街・C 商店街ごとに書類が必要**です。

**Q9** 「商品券発行事業に係る約款」は必ず作成しなければならないのか。

**A9** **必須書類**です。県が作成したひな型がありますので、こちらもご参考にして、作成してください。

**Q10** 事業開始日のどれくらい前までに申請したらよいか。

**A10** 概ね事業開始希望日の**1か月前を目途**に交付申請書類を提出してください

(県は、交付決定に向けて迅速な審査に努めますが、諸手続に時間を要するため、交付申請書類收受後、交付決定まで、早くても2週間程度のお時間が必要となります。)

商品券の販売開始前に十分な広報を実施していただきたいと考えていますので、広告宣伝費を補助対象経費として計上してご申請いただく場合、十分な広報期間を確保できるよう、お早目のご申請をお願いします(補助対象となる経費は交付決定日以後に契約や発注した経費となるため。)

## 事業の実施について

**Q11** 商店街団体の非会員店舗が商品券の取扱店舗として参加しても問題はないか。

**A11** **問題ありません。**これをきっかけに商店街の魅力等をお伝えいただき、商店街団体のへ新規加入につながるよう、ご対応ください。

**Q12** 商品券の券面の有効期間を令和6年11月1日から令和7年2月28日に設定したいが、可能か。

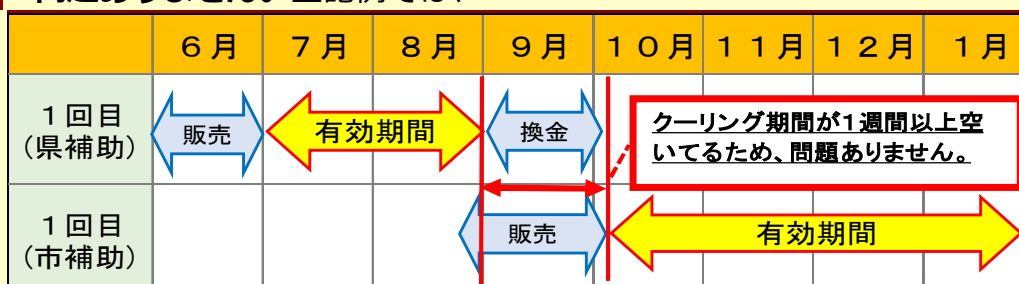
**A12** **できません。**券面の有効期間は**最長3か月**、かつ、**最遅の有効期限は令和7年2月14日(金)**の範囲内で設定することが必要となります。

**Q13** 商品券の券面の有効期間の設定に当たり、考慮する点はあるか。

**A13** 上記「Q12」の条件の範囲内で設定していただくこととなりますが、他のイベントの実施時期等や、商品券事業は商品券の有効期間内の消費を呼び込む側面もあるため、商店街の閑散期に設定するなど、諸般の事情も考慮して決定してください。

**Q14** 県補助金を活用して1回(券面の有効期間7月~8月)、別途、国・市町村が実施する「商店街団体等の商品券発行事業に係る補助金」を活用して1回(券面の有効期間10月~1月)の計2回の商品券発行事業を実施したいが、可能か。

**A14** **問題ありません。**上記例では、



となります。1回目の券面有効期間の終期から2回目の券面有効期間の始期までの期間（クーリング期間）を1週間以上空けることが条件となりますが、1か月のクーリング期間がありますので、問題ありません。また、国・市補助を活用した商品券については、有効期間が3か月を超えても、本県としては問題ありません（**県補助を活用した商品券は最長3か月**）。ただし、有効期間が6か月を超える商品券を発行する場合、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）により、制限が課される場合がありますので、ご注意ください（未使用残高が1千万円を超える場合に、未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金を供託する義務が発生する場合があります。）。

**Q15** 市町村の補助金との併用は可能か。

**A15** 可能です。県と市町村の補助金の合計が補助対象事業費を上回らない範囲内で、市町村の補助事業を活用することは問題ありません。市町村にお問合せの上、ご確認ください。

**Q16** 商品券の利用について、釣銭を出すことは可能か。

**A16** **できません**。資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）により、**釣銭を出すことは原則として禁止**されています。

**Q17** 商品券を作成するに当たっては、券面にどのような文言の記載が必要ですか？

**A17** 発行者（商店街）は、以下の項目を商品券に記載してください。

- ① 発行者の氏名、商号又は名称
- ② 商品券の金額
- ③ 使用期間 又は 使用期限
- ④ その他注意事項

（譲渡・売却不可、釣銭なし、換金不可、使用期限後は無効等）

※以下は券面に記載する必要はありませんが、チラシ・WEB ページ等で利用者に案内する必要があります。

- ⑤ 利用可能店舗一覧

**Q18** 商品券の偽造や不正使用の防止とはどのような取組をいうのか。

**A18** 商品券の偽造や不正防止策としては以下の例が挙げられます。

- ・ **コピーガード**…コピーすると「複製」などの隠し文字が印刷されます。
- ・ **ホログラム加工**…ホログラムとはキラキラしたホイルのことで、素材自体が光を反射するため、カラーコピーやスキャニングなどができません。
- ・ **シルバーインキ印刷**…コピーをするとくすんだ色になります。

**Q19** 商品券を病院の医療費や介護料の支払いに使うことは可能か。

**A19** 医療・介護保険が適用される医療費（自己負担分）に使用することはできません。自由診療に係る費用については使用可能です。

## 当課所管の「商店街魅力アップ事業費補助金」との重複申請等について

**Q20** 「商店街魅力アップ事業費補助金」に応募したが、本補助金も申請できるのか。

**A20** **可能です。**ただし、ともに「広告宣伝費」を対象経費としているため、「プレミアム商品券発行事業」に係る広報と「商店街魅力アップ事業費補助金」に係る広報は明確に区分して実施することが必要となります。**ご不明点等ございましたら、県商業流通課までご相談ください（045-210-5612（直通））。**

なお、「商店街魅力アップ事業費補助金」は令和6年4月15日（月）に応募受付を終了しますので、これ以降に「商店街魅力アップ事業費補助金」に応募することはできません。

## 電子商品券の発行について

**Q21** 電子商品券で発行することは可能か。

**A21** **可能です。**電子商品券とは、申請団体が作成した専用WEBページ等を活用して、商品券を発行するサービスのことを指します。

**Q22** この場合、補助の対象となる経費は何か。

**A22** 補助対象経費は、

- ① 商品券の割増し(プレミアム)分
- ② **商品券の券面の発券に係る印刷費（※Q23参照）**
- ③ 商品券発行事業の周知に係る広告宣伝費

となります。

**Q23** 電子商品券における「商品券の券面の発券に係る印刷費」とは何か。

**A23** **原則として、「電子商品券の購入者が、商品券を使用するに当たり必要となる操作を行う画面の構築に係る経費」を指します。**なお、既存の電子システムがあり、当該システムの改修等により電子商品券を発行する場合、補助対象経費とする条件として、今回発行する電子商品券が既に存在する電子マネー、ポイント等と明確に分離されていることが必須条件となります（実績報告時に、発券額・換金状況等を証明する書類が必要となります。）。

**電子商品券の発行を検討される場合、まず、県商業流通課までご相談ください（045-210-5612（直通））。**



## 本商品券事業を契機に「商店街の活性化」につなげる「工夫、取組」を継続して実施することについて

**Q24** 「商店街の活性化」につなげる「工夫、取組」とは何か。

**A24** 本商品券事業の実施により得られた効果(集客力の向上等)を事業実施後も持続していくことを目的として、申請団体自らが設定(計画)して、補助事業実施の翌年度にかけて実施していただく、何らかの取組等を指します。なお、「工夫、取組」の例を「様式1-1(補助事業計画書)」に示していますので、こちらをご参考にして、設定、実施してください。

**Q25** どのように「工夫、取組」を設定(計画)すればよいのか分からない。

**A25** 県職員が相談等に応じますので、県商業流通課までお問合せください(045-210-5612(直通))。必要に応じて、専門のアドバイザー等も派遣することが可能ですので、お気軽にご連絡ください。

**Q26** 「工夫、取組」はいつまでに設定(計画)する必要があるのか。

**A26** 交付申請に当たり、設定(計画)していただく必要があります(その内容を上記「様式1-1(補助事業計画書)」記載していただきます。)。なお、やむを得ず交付決定日以降に「工夫、取組」を変更される場合には、事前に県商業流通課までご相談ください(045-210-5612(直通))。

**Q27** 「工夫、取組」の実施後にその状況について、県に報告する必要があるのか。

**A27** 補助事業実施年度の翌年度(令和7年度)を目途にご提出いただく「様式13(効果検証報告書)」により、年間売上高、歩行者通行量等と併せて、ご報告いただくことになります。

なお、「工夫、取組」の進捗状況を把握するため、交付決定から令和7年度中に、県が訪問又はヒアリング等の検査を実施する予定です。